

本書を利用する場合の注意事項

教育職員免許法は平成10年6月1日及び平成12年7月1日に改正があり、これに伴う経過措置として、下記の場合においては改正前の方法による取得が可能となっています。

この場合は、平成2年3月に発行しております「教育職員免許状取得の手引」をご利用下さい。

①平成10年免許法改正関係

普通免許状取得の単位修得方法が変更になったことに伴い、改正前の方法により単位を修得している者に対する経過措置。

(1) 別表第1又は別表第2に係る普通免許状の単位の修得方法

【10改正法附則第6項】

平成12年3月31日前に大学に在学等した者で、これを卒業するまでに改正前の別表第1又は別表第2に規定するそれぞれの普通免許状の所要資格を得た者は、改正前の単位の修得方法が適用される。

(2) 別表第3又は別表第6に係る普通免許状（専修免許状を除く。）の単位の修得方法

【10改正省令附則第8項、12改正県教委規則附則第2項】

平成15年3月31日までに改正前の県規則の規定により、別表第3又は別表第6に規定するそれぞれの普通免許状（専修免許状を除く。）に係る10単位以上を修得した者に対しては、改正前の県規則による単位の修得方法が適用される。

(3) 別表第4に係る普通免許状の単位の修得方法

【10改正法附則第7項】

平成12年3月31日までに、改正前の別表第4に規定するそれぞれの普通免許状の所要資格を得た者は、改正前の単位の修得方法が適用される。

②平成12年免許法改正関係

【12改正法附則第4項・第5項】

1種免許状を有する者が専修免許状の授与を受けるために、修得することを必要とする単位数が在職年数に応じて逡減する措置を廃止したことに伴う経過措置として、当該改正の施行の日（平成12年7月1日）に、別表第3、第5、第6、第7により専修免許状を受ける場合に必要とする最低在職年数（3年）を満たしている者については、平成16年3月31日までの間は逡減する措置が適用される。